

京都府立医科大学学位規程

（平成20年4月1日）
京都府立医科大学規程第80号

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、京都府立医科大学学則（平成20年京都府立医科大学規則第1号）第47条及び京都府立医科大学大学院学則（平成20年京都府立医科大学規則第2号。以下「学則」という。）第33条の規定により、京都府立医科大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、学士、博士及び修士とし、その種類は次表のとおりとする。

医学部		大学院			
医学科	看護学科	医学研究科		保健看護学研究科	
学士（医学）	学士（看護学）	博士（医学）	修士（医科学）	博士（保健看護学）	修士（保健看護学）

（学位授与の要件）

第3条 前条の学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

- 2 前条の博士の学位は、本学大学院医学研究科博士課程及び本学大学院保健看護学研究科博士後期課程を修了した者に授与する。
- 3 前項に定めるもののほか、大学院医学研究科の博士の学位は、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、大学院医学研究科博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対しても授与することができる。
- 4 前条の修士の学位は、本学大学院医学研究科修士課程及び本学大学院保健看護学研究科博士前期課程を修了した者に授与する。

（論文の提出等）

第4条 前条第2項の規定による学位の授与を申請しようとする者は、医学研究科においては論文を主として履修する科目を担当する教授又は研究部長を経て、保健看護学研究科においては特別研究単位認定教員を経て学長に提出しなければならない。

- 2 前項の論文を提出するときは、学位（博士）授与申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて提出するものとする。
 - (1) 履歴書（別記第2号様式） 2通
 - (2) 論文目録（別記第3号様式） 2通
 - (3) 主論文
各研究科において定める部数
 - (4) 医学研究科においては参考論文3編以上各編6部
 - (5) 論文内容の要旨（1,500字程度）（別記第4号様式）
各研究科において定める部数

第5条 第3条第3項の規定による学位の授与を申請しようとする者は、学位（博士）授与申請書（別

記第1号様式)に次の書類及び所定の学位審査手数料を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 前条第2項各号に掲げる書類
- (2) 最終学校の卒業証明書(本学卒業者を除く。)
- (3) 本学以外における研究歴を証する書類(別記第5号様式)
- (4) 本学教授による論文提出者に関する調査書(別記第6号様式)

第5条の2 第3条第4項の規定による学位の授与を申請しようとする者は、修士論文を研究指導を受けている教授又は研究委員会委員長を経て学長に提出しなければならない。

- 2 前項の論文を提出するときは、学位(修士)授与申請書(別記第6号様式の2)に別に定める書類を添えて提出するものとする。

(学位論文)

第6条 学位論文は、主論文1編とする。ただし、副論文1編を参考として添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、論文の別冊、訳文、標本等の提出を求めることがある。

(論文及び学位審査手数料の返還)

第7条 受理した論文及び学位審査手数料は、返還しない。

(審査及び試験等の付託)

第8条 学長は、論文を受理したときは、その審査及び学則第32条に規定する最終試験(以下「最終試験」という。)又は第3条第3項に規定する学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)を研究科教授会に付託するものとする。

(審査委員会)

第9条 研究科教授会は、前条の付託があったときは、研究科教授会構成員のうちから3人の審査委員を選定し、審査委員会を組織するものとする。

- 2 審査委員会は、論文の審査(以下「論文審査」という。)及び最終試験又は学力の確認を行う。
- 3 研究科教授会は、必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、研究科教授会の構成員以外の本学の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に選定することができる。

(最終試験)

第9条の2 最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第9条の3 学力の確認は、試問とし、論文の関連分野、専攻学術全般及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(審査期間)

第10条 博士の論文審査及び最終試験又は学力の確認は、論文を受理した日から1年以内に終了する

ものとする。

- 2 修士の論文審査及び最終試験は、在学期間中に終了しなければならない。

(審査及び試験等の結果の報告)

第11条 審査委員会は、論文審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、論文審査の要旨及び最終試験又は学力の確認の結果について、文書をもつて研究科教授会に報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 2 前項の意見の集約は、無記名投票等によるものとする。

(学位記の授与等)

第13条 学長は、本学医学部医学科を卒業した者に、卒業証書・学位記（別記第7号様式）を、医学部看護学科を卒業した者に、卒業証書・学位記（別記第7号様式の2）を、授与する。

- 2 学長は、前条第1項の決定に基づき、博士（医学）の学位を授与すべき者に学位記（別記第8号様式）を、博士（保健看護学）の学位を授与すべき者に学位記（別記第8号様式の2）を、修士（医科学）の学位を授与すべき者に学位記（別記第9号様式）を、修士（保健看護学）の学位を授与すべき者に学位記（別記第9号様式の2）を授与する。
- 3 学長は、博士の学位を授与したときは、学位（博士）原簿に、修士の学位を授与したときは、学位（修士）原簿に登録し、博士の学位については、学位規則第12条の規定により、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨の公表)

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を京都府立医科大学雑誌に掲載するとともにインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により論文を公表する場合は、京都府立医科大学審査博士論文である旨を明記しなければならない。
- 3 第1項の規定に関わらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 4 第1項及び第3項の規定による公表は、本学の協力により、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第15条の2 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、京都府立医科大学と付記しなければならない。

(博士又は修士の学位授与の取消し)

第16条 博士又は修士の学位を授与された者が、不正な方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は当該学位の榮譽を汚辱する行為があつたときは、学長は、既に授与した学位を取り消し、学位記を返納させることがある。

2 研究科教授会は、前条について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

3 研究科教授会において前項の意見の集約を行う場合にあっては、その構成員の4分の3以上の出席を要するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。